



熊本県公報

第12087号

平成24年2月17日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 口頭による開示請求を行うことができる個人情報の一部改正 (県政情報文書課) 1
- 指定居宅サービス事業者の指定 (高齢者支援課) 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定 (") 2
- 生活保護法の規定による指定介護機関の指定 (社会福祉課) 3
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による指定介護機関の指定 (") 3
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による指定介護機関の変更 (") 5
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による指定介護機関の廃止 (") 6
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による指定介護機関の廃止 (") 6
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による指定介護機関の休止 (") 7
- 道路の区域変更 (道路保全課) 7
- 道路の区域変更 (") 7
- 熊本都市計画道路の変更 (熊本県決定) (都市計画課) 8
- 種畜証明書交付 (畜産課) 8
- 道路の区域変更 (道路保全課) 8
- 臨時種畜検査の実施 (畜産課) 9
- 障害者自立支援法に基づく事業者の廃止 (障がい者支援課) 9
- 指定金融機関の名称、位置及び事務取扱区分の一部改正 (会計課) 9
- 収納代理金融機関の名称及び位置の一部改正 (") 10
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定 (障がい者支援課) 10
- 道路の区域変更 (道路保全課) 10
- 身体障害者福祉法第15条第1項の規定に基づく医師の指定 (障がい者支援課) 11

公 告

- 都市計画法による開発行為工事完了公告 (建築課) 11
- 都市計画法による開発行為工事完了公告 (") 11
- 平成24年経営事項審査の実施について (監理課) 12
- 平成25・26年度熊本県工事入札参加者資格審査申請要領(経審時受付) (") 15
- 都市計画法による開発行為工事完了公告 (建築課) 19
- 球磨郡あさぎり町における入会林野整備計画の適否 (林業振興課) 19

登 載 依 頼

- 菊池川河口域におけるハマグリ採捕制限 (熊本県内水面漁場管理委員会) 19
- 八代地域保健医療推進協議会の開催 (八代地域保健医療推進協議会) 19
- 宇城地域保健医療推進協議会の開催 (宇城地域保健医療推進協議会) 20
- 平成23年度第2回八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の開催 (八代地域保健医療推進協議会) 20

告 示

熊本県告示第158号
 平成22年6月25日熊本県告示第648号(口頭による開示請求をすることができる)

個人情報)の一部を次のように改正する。

平成24年2月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

表熊本県非常勤職員採用試験(援護恩給関係)の項の次に次のように加える。

| | | | |
|---------------------------------|------------|----------------|--------------------------------------|
| 熊本県非常勤職員採用試験(熊本県住宅確保・生活保護就労支援員) | 総合得点及び総合順位 | 合格発表の日 から1月 | 玉名・菊池・上益城・球磨の各地域振興局福祉課のうち、申込者が受験した場所 |
|---------------------------------|------------|----------------|--------------------------------------|

表熊本県八代児童相談所非常勤職員採用試験(心理判定員)の項の次に次のように加える。

| | | | |
|------------------------------|---|----------------|----------|
| 熊本県八代児童相談所非常勤職員採用試験(里親対応嘱託員) | 1次試験不合格者に対しては1次試験の得点及び順位、2次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位 | 合格発表の日 から1月 | 子ども家庭福祉課 |
|------------------------------|---|----------------|----------|

表中「障がい者支援総室」を「障がい者支援課」に改め、同表熊本県非常勤職員採用試験(こども総合療育センター電話交換・総合受付等事務員)の項の次に次のように加える。

| | | | |
|-----------------------|------------|----------------|---------|
| 熊本県非常勤職員採用試験(広域専門相談員) | 総合得点及び総合順位 | 合格発表の日 から1月 | 障がい者支援課 |
|-----------------------|------------|----------------|---------|

表熊本県非常勤職員採用試験(介護保険事業者管理嘱託員)の項の次に次のように加える。

| | | | |
|--------------------------------|---|----------------|--------|
| 熊本県非常勤職員採用試験(介護サービス情報の公表事務嘱託員) | 1次試験不合格者に対しては1次試験の得点及び順位、2次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位 | 合格発表の日 から1月 | 高齢者支援課 |
|--------------------------------|---|----------------|--------|

表中「観光交流国際課」を「観光課」に改め、同表熊本県非常勤職員採用試験(土砂災害警戒区域等指定業務補助嘱託員)の項の次に次のように加える。

| | | | |
|--------------------------------|---|----------------|-----|
| 熊本県非常勤職員採用試験(土砂災害警戒区域等指定業務嘱託員) | 1次試験不合格者に対しては1次試験の得点及び順位、2次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位 | 合格発表の日 から1月 | 砂防課 |
|--------------------------------|---|----------------|-----|

熊本県告示第159号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成24年2月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者名 | 指定年月日 |
|---------------------------------|--------|-----------|
| 小規模デイサービス百々の華 熊本市富合町南田尻873番地 | 株式会社健楽 | 平成24年3月1日 |

熊本県告示160号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成24年2月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防通所介護)

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者名 | 指定年月日 |
|---------------------------------|--------|-----------|
| 小規模デイサービス百々の華 熊本市富合町南田尻873番地 | 株式会社健楽 | 平成24年3月1日 |

熊本県告示第161号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定介護機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成24年2月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

(居宅療養管理指導)

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称及び所在地 | 指定年月日 |
|---------------------------------------|------------------------------|------------|
| みどりの里居宅療養管理指導事業所 阿蘇郡小国町大字宮原425番地の5 | 医療法人社団大徳会 阿蘇市一の宮町宮地5833番地 | 平成24年1月10日 |

(小規模多機能型居宅介護)

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称及び所在地 | 指定年月日 |
|---------------------------|---------------------------|------------|
| なごみの広場 八代市平山新町4474番地13 | 社会福祉法人天龍会 八代市本野町2076番地 | 平成24年1月18日 |

(介護予防居宅療養管理指導)

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称及び所在地 | 指定年月日 |
|---------------------------------------|------------------------------|------------|
| みどりの里居宅療養管理指導事業所 阿蘇郡小国町大字宮原425番地の5 | 医療法人社団大徳会 阿蘇市一の宮町宮地5833番地 | 平成24年1月10日 |

(介護予防小規模多機能型居宅介護)

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称及び所在地 | 指定年月日 |
|---------------------------|---------------------------|------------|
| なごみの広場 八代市平山新町4474番地13 | 社会福祉法人天龍会 八代市本野町2076番地 | 平成24年1月18日 |

熊本県告示第162号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により指定介護機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成24年2月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

(訪問介護)

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称及び所在地 | 指定年月日 |
|---------------------------------|------------------------------|------------|
| ヘルパーステーションいずみ 人吉市南泉田町70番地の3 | 有限会社リバティライフ 人吉市南泉田町70番地の3 | 平成24年1月24日 |
| ひかりの庭訪問介護事業所 玉名郡南関町大字九重545番地 | 株式会社ひかりの庭 玉名郡南関町大字九重545番地 | 平成24年1月12日 |

| (通所介護) | | |
|------------------------------------|-------------------------------------|------------|
| 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称及び所在地 | 指定年月日 |
| ニチイケアセンター水俣 水俣市長野町11番114号 1階 | 株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地 | 平成24年1月1日 |
| 緑の風でのひら 玉名市中坂門田825番地 | 株式会社ベストケア 玉名市中坂門田825番地 | 平成24年1月13日 |
| デイサービスセンターあんみつ姫 宇城市松橋町南豊崎72番地 | 有限会社かぐや姫 熊本市城南町東阿高1487番地3 | 平成24年1月16日 |
| デイサービス紅い華 熊本北センター 合志市須屋711番地1 | 株式会社紅い華ヘルパーステーション 熊本市元三町二丁目9番22号 | 平成24年1月18日 |
| (介護予防訪問介護) | | |
| 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称及び所在地 | 指定年月日 |
| ヘルパーステーションいずみ 人吉市南泉田町70番地の3 | 有限会社リバイライフ 人吉市南泉田町70番地の3 | 平成24年1月24日 |
| ひかりの庭訪問介護事業所 玉名郡南関町大字九重545番地 | 株式会社ひかりの庭 玉名郡南関町大字九重545番地 | 平成24年1月12日 |
| (介護予防通所介護) | | |
| 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称及び所在地 | 指定年月日 |
| ニチイケアセンター水俣 水俣市長野町11番114号 1階 | 株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地 | 平成24年1月1日 |
| 緑の風でのひら 玉名市中坂門田825番地 | 株式会社ベストケア 玉名市中坂門田825番地 | 平成24年1月13日 |
| デイサービスセンターあんみつ姫 宇城市松橋町南豊崎72番地 | 有限会社かぐや姫 熊本市城南町東阿高1487番地3 | 平成24年1月16日 |
| (居宅介護支援事業者) | | |
| 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称及び所在地 | 指定年月日 |
| 居宅介護支援事業所 はっぴーらいふ 人吉市下林町292番地の1 | 有限会社九州ライフサポート 人吉市下林町292番地の1 | 平成24年1月25日 |
| 居宅 紅い華 熊本北センター 合志市須屋711番地1 | 株式会社紅い華ヘルパーステーション 熊本市元三町二丁目9番22号 | 平成24年1月18日 |
| ひかりの庭居宅介護支援事業所 玉名郡南関町大字九重545番地 | 株式会社ひかりの庭 玉名郡南関町大字九重545番地 | 平成24年1月12日 |

熊本県告示第163号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により次の指定介護機関から変更の届出があつたので、同法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成24年2月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（訪問看護）

| 介護機関名称 | 介護機関所在地 | 変更事項 | | 変更年月日 |
|-------------------|---------------------|---------------------|-------------------------|---------------------|
| | | 旧 | 新 | |
| 訪問看護ステーション きらら | 八代郡氷川町島地1 644番地2 | 事業者所在地 | | 平成23年 12月16 日 |
| | | 宇土市栗崎 町954番 地 | 八代郡氷川 町島地16 44番地2 | |

（通所介護）

| 介護機関名称 | 介護機関所在地 | 変更事項 | | 変更年月日 |
|-------------------|-------------------|-------------------------|-----------------------|---------------------|
| | | 旧 | 新 | |
| デイサービスセンター たい志 | 山鹿市方保田306 3番地1 | 介護機関及び事業者の所 在地 | | 平成23年 12月19 日 |
| | | 山鹿市鹿本 町御宇田5 94番地1 | 山鹿市方保 田3063 番地1 | |

（認知症対応型共同生活介護）

| 介護機関名称 | 介護機関所在地 | 変更事項 | | 変更年月日 |
|------------|------------------------|---------------------------------|--------------------------------|---------------|
| | | 旧 | 新 | |
| グループホーム康寿苑 | 上益城郡嘉島町大字 上六嘉2268番地 | 介護機関所在地 | | 平成20年 8月1日 |
| | | 上益城郡嘉 島町大字北 甘木208 2番地1 | 上益城郡嘉 島町大字上 六嘉226 8番地 | |

（介護予防訪問看護）

| 介護機関名称 | 介護機関所在地 | 変更事項 | | 変更年月日 |
|-------------------|---------------------|---------------------|-------------------------|---------------------|
| | | 旧 | 新 | |
| 訪問看護ステーション きらら | 八代郡氷川町島地1 644番地2 | 事業者所在地 | | 平成23年 12月16 日 |
| | | 宇土市栗崎 町954番 地 | 八代郡氷川 町島地16 44番地2 | |

(介護予防通所介護)

| 介護機関名称 | 介護機関所在地 | 変更事項 | | 変更年月日 |
|-------------------|-------------------|-------------------------|-----------------------|---------------------|
| | | 旧 | 新 | |
| デイサービスセンター たい志 | 山鹿市方保田306 3番地1 | 介護機関及び事業者の所在地 | | 平成23年 12月19 日 |
| | | 山鹿市鹿本 町御宇田5 94番地1 | 山鹿市方保 田3063 番地1 | |

(介護予防認知症対応型共同生活介護)

| 介護機関名称 | 介護機関所在地 | 変更事項 | | 変更年月日 |
|------------|------------------------|---------------------------------|--------------------------------|---------------|
| | | 旧 | 新 | |
| グループホーム康寿苑 | 上益城郡嘉島町大字 上六嘉2268番地 | 介護機関所在地 | | 平成20年 8月1日 |
| | | 上益城郡嘉 島町大字北 甘木208 2番地1 | 上益城郡嘉 島町大字上 六嘉226 8番地 | |

熊本県告示第164号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により次の指定介護機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成24年2月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(短期入所療養介護)

| 事業所の名称及び所在地 | 廃止年月日 |
|------------------------|-------------|
| 合志第一病院 合志市御代志812番地2 | 平成23年12月31日 |

(介護予防短期入所療養介護)

| 事業所の名称及び所在地 | 廃止年月日 |
|------------------------|-------------|
| 合志第一病院 合志市御代志812番地2 | 平成23年12月31日 |

(介護療養施設サービス)

| 事業所の名称及び所在地 | 廃止年月日 |
|------------------------|-------------|
| 合志第一病院 合志市御代志812番地2 | 平成23年12月31日 |

熊本県告示第165号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保

護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により次の指定介護機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成24年2月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問看護)

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称及び所在地 | 廃止年月日 |
|---|---------------------------------|-----------|
| 上益城郡医師会立老人訪問看護ステーション 上益城郡御船町大字木倉4439番地 | 社団法人上益城郡医師会 上益城郡御船町大字御船986番地 | 平成19年4月1日 |

熊本県告示第166号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により次の指定介護機関から休止の届出があったので、同法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成24年2月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称及び所在地 | 休止年月日 |
|------------------------|-----------------------|-----------|
| 宇土・千の郷 宇土市栗崎町801番地2 | 株式会社創健 八代市塩屋町11番6号 | 平成24年1月2日 |

(介護予防通所介護)

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称及び所在地 | 休止年月日 |
|------------------------|-----------------------|-----------|
| 宇土・千の郷 宇土市栗崎町801番地2 | 株式会社創健 八代市塩屋町11番6号 | 平成24年1月2日 |

熊本県告示第167号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成24年2月17日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年2月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 区域を変更する区間 | 前後 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
|-------|------|--|----|-------------------|--------------|---|
| 一般国道 | 443号 | 山鹿市石字沖 1241番1地先から 同所 1241番1地先まで | 前 | 14.0 ～ 14.0 | 26.3 | 道路法 第24 条工事 (右折 レーン の設置) |
| | | | 後 | 14.0 ～ 15.5 | | |

2 区域を変更する期日 平成24年2月17日

熊本県告示第168号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成24年2月17日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年2月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 区域を変更する区間 | 前後 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
|-------|-------|---|----|------------------|--------------|--------------------------|
| 一般県道 | 和仁山鹿線 | 山鹿市平山字白銀 243番6地先から 同市平山字金山 260番1地先まで | 前 | 4.5 ～ 8.4 | 139.0 | 単橋改 (改築 に伴う 拡幅) |
| | | | 後 | 5.9 ～ 26.3 | | |

2 区域を変更する期日 平成24年2月17日

熊本県告示第169号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成24年2月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 都市計画の種類
熊本都市計画道路 3・1・1号 新南部四方寄線
- 都市計画の変更に係る土地の区域
熊本市鶴羽田町字上の原、字大道端、字羽田屋敷、字迫畑、字東畑、字山際畑、四方寄町字石田、字葉山、字柳迫、字迫ノ上、字東六反割、字外沖、合志市須屋字西谷の各一部
- 縦覧場所
熊本県土木部道路都市局都市計画課

熊本県告示第170号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により種畜証明書を交付したので、同法第8条第2項の規定により公示する。

平成24年2月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 検査日 | 種畜証明書 番号（平2 3熊本県臨） | 名号 | 品種 | 検査 成績 | 飼養者 | 検査 場所 |
|----------------|--------------------------|-----|------|----------|---------------------------------------|------------|
| 平成24年 1月23日 | 第21号 | 安久安 | 黒毛和種 | 2級 | 社団法人家 畜改良事業 団 熊本種 雄牛センタ ー | 阿蘇郡 西原村 |

熊本県告示第171号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成24年2月17日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年2月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 区域を変更する区間 | 前後 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
|-------|-------|---|----|-------------------|--------------|------|
| 主要地方道 | 益城矢部線 | 上益城郡益城町大字福原字東烏山 6059番3地先から 同町大字福原字鳥越 5799番地先まで | 前 | 4.6 ～ 78.0 | 1147.9 | 旧道移管 |
| | | | | 12.4 ～ 58.5 | | |
| | | | 後 | 12.4 ～ 58.5 | 753.8 | |

2 区域を変更する期日 平成24年2月17日

熊本県告示第172号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第2条第2項の規定により公表する。

平成24年2月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 実施の目的
優良な種畜を確保し、家畜の改良増殖を促進するため
- 2 検査対象
家畜改良増殖法第4条に規定する牛
- 3 検査の期日及び場所

| 検査日 | 時間 | 場所 |
|--------------|-----------|----------------------|
| 平成24年3月9日（金） | 午後1時30分から | 熊本県農業研究センター （合志市） |

熊本県告示第173号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から廃止の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。

平成24年2月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 | 廃止年月日 | 事業所番号 | サービスの種類 |
|----------------------------------|-----------------------------------|------------|------------|---------|
| くんわ相談支援センター 阿蘇市黒川字西田ノ上406番地 | 社会福祉法人 治誠会 阿蘇市黒川431番地 高森 治生 | 平成24年3月31日 | 4332800012 | 相談支援 |
| くんわ障害児サービス事業所 阿蘇市黒川字西田ノ上406番地 | 社会福祉法人 治誠会 阿蘇市黒川431番地 高森 治生 | 平成24年3月31日 | 4312800040 | 児童サービス |

熊本県告示第174号

昭和39年4月1日熊本県告示第173号（指定金融機関の名称、位置及び事務取扱区分）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年2月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

指定金融機関の名称、位置及び事務取扱区分の（1）中「熊本市練兵町1番地」を「熊本市中央区練兵町1番地」に改める。

熊本県告示第175号

昭和47年3月31日熊本県告示第243号の5（収納代理金融機関の名称及び位置）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。
平成24年2月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫
収納代理金融機関の名称及び位置の表1中「熊本市水前寺六丁目29番20号」を「熊本市中央区水前寺六丁目29番20号」に、「熊本市手取本町2番1号」を「熊本市中央区花畑町10番29号」に、「熊本市花畑町1番13号」を「熊本市中央区花畑町1番13号」に、「熊本市出水一丁目1番13号」を「熊本市中央区出水一丁目1番13号」に、「熊本市蓮台寺2-4-1」を「熊本市中央区水前寺6-18-1」に、「熊本市秋津町秋田3442-51」を「熊本市東区秋津町秋田3442-51」に、「熊本市南熊本一丁目7番26号」を「熊本市中央区南熊本一丁目7番26号」に、「熊本市新市街1番26号」を「熊本市中央区新市街1番26号」に、「熊本市魚屋町二丁目1番地」を「熊本市中央区魚屋町二丁目1番地」に、「熊本市手取本町2番5号」を「熊本市中央区手取本町2番5号」に、「熊本市花畑町10番34号」を「熊本市中央区花畑町10番34号」に、「熊本市花畑町12番3号」を「熊本市中央区花畑町12番3号」に、「熊本市花畑町11番18号」を「熊本市中央区花畑町11番18号」に、「熊本市花畑町9番24号」を「熊本市中央区花畑町9番24号」に、「熊本市下通一丁目8-20」を「熊本市中央区下通一丁目8-20」に、「熊本市水前寺公園1-20」を「熊本市中央区水前寺公園1-20」に、「熊本市水道町2番13号」を「熊本市中央区水道町2番13号」に、「熊本市九品寺一丁目12-5」を「熊本市中央区九品寺一丁目12-5」に、「熊本市辛島町5番1号」を「熊本市中央区辛島町5番1号」に、「熊本市中央街5番15号」を「熊本市中央区中央街5番15号」に、「熊本市下通一丁目7-20」を「熊本市中央区下通一丁目7-20」に、「熊本市城東町2-23」を「熊本市中央区城東町2-23」に、「熊本市細工町四丁目30-1扇寿第1ビル1階」を「熊本市中央区細工町四丁目30-1扇寿第1ビル1階」に、「熊本市神水一丁目2番12号」を「熊本市中央区神水一丁目2番12号」に、「熊本市水道町5-15」を「熊本市中央区水道町5-15」に、「熊本市大江四丁目1番4号」を「熊本市中央区大江四丁目1番4号」に改める。

熊本県告示第176号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。
平成24年2月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（精神通院医療）

| 医療機関の名称及び所在地 | 指定年月日 | 医療機関コード |
|---------------------------------|-----------|---------|
| 西本真生堂薬局 菊陽店 菊池郡菊陽町久保田2733-15 | 平成24年2月1日 | 2640820 |

熊本県告示第177号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成24年2月17日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成24年2月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 区域を変更する区間 | 前後 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
|-------|------|--|----|-------------------|--------------|--------------------------|
| 一般国道 | 219号 | 球磨郡球磨村大字渡丙字田頭 1870番15地先から 同所 1869番8地先まで | 前 | 13.7 ～ 38.7 | 164.6 | 広域連 携防災 (法面 保護) |
| | | | 後 | 24.3 ～ 47.4 | | |

2 区域を変更する期日 平成24年2月17日

熊本県告示第178号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により身体障害者手帳交付のために診断を行う医師として次の医師を指定したので、熊本県身体障害者福祉法施行細則（平成7年熊本県規則第16号）第2条第1項の規定により告示する。

平成24年2月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

| 診療科目 | 医師氏名 | 指定年月日 | 医療機関及びその所在地 |
|---------|-------|-------------|---------------------------|
| 神経内科 | 増田 曜章 | 平成24年1月30日 | 熊本再春荘病院 合志市須屋2659 |
| 内科 | 永野 久俊 | 平成24年1月30日 | 山鹿市民医療センター 山鹿市山鹿511 |
| 整形外科 | 渡邊 琢也 | 平成24年1月30日 | 熊本セントラル病院 菊池郡大津町大字室955 |
| 眼科 | 千年 宣忠 | 平成24年1月30日 | ちとせ眼科 菊池郡菊陽町光の森7丁目3-7 |
| 耳鼻いんこう科 | 古川 太一 | 平成19年11月19日 | やまがクリニック 山鹿市方保田3643-1 |
| 放射線科 | 原田 幹彦 | 平成11年4月1日 | 球磨病院 人吉市上青井町176 |

公 告

熊本県公告第77号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成24年2月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字原水字北沖野5800番28及び同5800番29
3,885.92平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市健軍二丁目18番26号
熊本入大株式会社

熊本県公告第78号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成24年2月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字向野1656番101
261.14平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市榆木三丁目8番153号
金子 喜久男

熊本県公告第79号

平成24年度に熊本県が実施する建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第27条の23第1項の規定による経営事項審査（経営状況分析を除く。）の申請の時期及び方法等について、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第19条の6第1項及び第21条の2第1項の規定により、次のとおり公告する。

なお、経営状況分析の申請については、法第27条の24第1項に規定する登録経営状況分析機関が規則第19条の2第1項の規定により公示する申請の時期及び方法等に従い行わなければならない。

平成24年2月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 申請の対象者
熊本県内に主たる営業所を有する法第3条第1項の規定による建設業許可を受けた建設業者
- 2 申請の対象となる決算日等（以下「審査基準日」という。）
平成23年10月1日から平成24年9月30日まで
- 3 審査日及び審査場所等
「経営事項審査日程表」のとおり
- 4 審査日の予約
(1) 予約先
主たる営業所がある地域を所管する地域振興局又は熊本土木事務所
(2) 予約の期限
平成24年11月30日
(3) 予約の方法
予約を行う審査日は、経営事項審査日程表（以下「日程表」という。）のうちの決算月に対応する審査日とし、当該予約は、法第11条第2項の規定による変更届出書（事業年度終了）を提出した後に行うものとする。ただし、審査基準日が平成24年8月1日から平成24年9月30日までの者にあつては、前年度に提出した変更届出書（事業年度終了）の副本（主たる営業所を所管する地域振興局又は熊本土木事務所の受付印があるものに限る。）を持参し、平成24年11月1日から平成24年11月30日までの間に予約することができる。
日程表のうちの予備日の予約については、熊本県土木部監理課において平成25年1月15日から受け付けるが、予備日に予約できる者は次の条件のいずれかを満たす者とする。
ア 2の期間に審査基準日がある建設業者で平成25年1月11日までに経営事項審査を受審しなかった者
イ 2の期間に審査基準日がある建設業者で平成24年10月1日以降に新たに法第3条第1項の規定による許可（業種の追加を含む。）を受けた者
ウ 民事再生法等の手續中の者
- 5 申請の方法
経営事項審査の申請は、4により予約した審査日に、3の日程表に指定している審査場所において、6の書類を持参して行うものとする。
- 6 審査日に持参する書類
(1) 経営事項審査申請書（規則別記様式第25号の11）
(2) 経営事項審査添付書類
(3) その他別に定める書類
- 7 経営事項審査の手数料及び納付方法
(1) 手数料
熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）第2条第1項第114号に規定する額
(2) 納付方法
経営事項審査添付書類の「審査手数料印紙（証紙）貼り付け書」に熊本県収入証紙を貼り付けて納付するものとする。
- 8 経営事項審査の結果通知
経営事項審査の結果通知書は、申請者に対し郵送する。
- 9 問合せ先
熊本県土木部監理課建設業班
〒862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話096-333-2485（ダイヤルイン）

経営事項審査日程表

| 地区 | 対象決算月 | 審査日 | | | 審査場所 |
|--------|------------|-------------------------|-------------------------|--------|------------------|
| | | 月 | 日(曜日) | 開始時間 | |
| 熊 本 | 10月決算法人 | 4 | 25(水) | 午前9時から | 熊本県庁本館 802会議室 |
| | 11月決算法人 | 4 | 26(木) | | |
| | 個人、12月決算法人 | 5 | 15(火)、28(月) | | |
| | | 6 | 1(金)、14(木) | | |
| | 1月決算法人 | 6 | 15(金) | | |
| | 2月決算法人 | 6 | 27(水) | | |
| | 3月決算法人 | 7 | 10(火)、11(水)、24(火)、25(水) | | |
| | 4月決算法人 | 8 | 20(月)、21(火) | | |
| | 5月決算法人 | 9 | 12(水)、24(月)、25(火) | | |
| | 6月決算法人 | 10 | 9(火)、10(水)、23(火)、24(水) | | |
| | 7月決算法人 | 11 | 6(火)、7(水) | | |
| | 8月決算法人 | 11 | 19(月)、20(火)、26(月)、27(火) | | |
| 9月決算法人 | 12 | 11(火)、12(水)、20(木)、21(金) | | | |
| | 1 | 10(木)、11(金) | | | |
| 宇 城 | 10~11月決算法人 | 4 | 24(火) | 午前9時から | 宇城建設会館 |
| | 個人、12月決算法人 | 5 | 22(火) | | |
| | | 6 | 19(火) | | |
| | 1月決算法人 | 6 | 19(火) | | |
| | 2~3月決算法人 | 7 | 4(水) | | |
| | 4月決算法人 | 8 | 2(木) | | |
| | 5月決算法人 | 9 | 14(金) | | |
| | 6月決算法人 | 10 | 4(木) | | |
| | 7月決算法人 | 11 | 12(月) | | |
| 8月決算法人 | 11 | 21(水) | | | |
| 9月決算法人 | 12 | 6(木) | | | |
| 玉 名 | 10~11月決算法人 | 4 | 10(火) | 午前9時から | 玉名建設会館 |
| | 個人、12月決算法人 | 5 | 9(水) | | |
| | | 6 | 12(火) | | |
| | 1月決算法人 | 6 | 12(火) | | |
| | 2~3月決算法人 | 7 | 19(木) | | |
| | 4月決算法人 | 8 | 1(水) | | |
| | 5月決算法人 | 9 | 5(水) | | |
| | 6月決算法人 | 10 | 16(火) | | |
| | 7月決算法人 | 11 | 1(木) | | |
| 8月決算法人 | 11 | 15(木) | | | |
| 9月決算法人 | 12 | 10(月) | | | |

| 地区 | 対象決算月 | 審査日 | | | 審査場所 | |
|----------|------------|-------------|---|--------|--------|--------|
| | | 月 | 日(曜日) | 開始時間 | | |
| 鹿本 菊池 | 10~11月決算法人 | 4 | 18(水) | 午前9時から | 菊池建設会館 | |
| | 個人、12月決算法人 | 5 | 16(水) | | | |
| | | 6 | 5(火)、20(水) ※6月20日は1月決算法人が優先。個人、12月決算法人は、5月16日、6月5日が全部予約されてから予約すること。 | | 鹿本建設会館 | |
| | 1月決算法人 | 6 | 20(水) | | | |
| | 2~3月決算法人 | 7 | 12(木) | | | |
| | 4月決算法人 | 8 | 22(水) | | | 菊池建設会館 |
| | 5月決算法人 | 9 | 13(木) | | | 鹿本建設会館 |
| | 6月決算法人 | 10 | 11(木)、17(水) | | | |
| | 7月決算法人 | 11 | 13(火) | | | 菊池建設会館 |
| | 8月決算法人 | 12 | 4(火) | | | 鹿本建設会館 |
| 9月決算法人 | 12 | 13(木)、18(火) | | | | |
| 阿蘇 | 10~11月決算法人 | 4 | 11(水) | 午前9時から | 阿蘇建設会館 | |
| | 個人、12月決算法人 | 5 | 23(水) | | | |
| | | 6 | 26(火) ※6月26日は1月決算法人が優先。個人、12月決算法人は、5月23日が全部予約されてから予約すること。 | | | |
| | 1月決算法人 | 6 | 26(火) | | | |
| | 2~3月決算法人 | 7 | 5(木) | | | |
| | 4月決算法人 | 8 | 23(木) | | | |
| | 5月決算法人 | 9 | 11(火) | | | |
| | 6月決算法人 | 10 | 2(火) | | | |
| | 7月決算法人 | 11 | 5(月) | | | |
| 8~9月決算法人 | 12 | 3(月) | | | | |
| 上益城 | 10~11月決算法人 | 4 | 12(木) | 午前9時から | 矢部建設会館 | |
| | 個人、12月決算法人 | 5 | 8(火) | | | |
| | | 6 | 13(水) ※6月13日は1月決算法人が優先。個人、12月決算法人は、5月8日が全部予約されてから予約すること。 | | | |
| | 1月決算法人 | 6 | 13(水) | | | |
| | 2~3月決算法人 | 7 | 3(火) | | | |
| | 4~5月決算法人 | 9 | 4(火) | | | |
| | 6月決算法人 | 10 | 3(水) | | | |
| | 7~8月決算法人 | 11 | 14(水) | | | |
| 9月決算法人 | 12 | 17(月) | | | | |
| 八代 | 10~11月決算法人 | 4 | 19(木) | 午前9時から | 八代建設会館 | |
| | 個人、12月決算法人 | 5 | 18(金) | | | |
| | | 6 | 6(水)、21(木) ※6月21日は1月決算法人が優先。個人、12月決算法人は、5月18日、6月6日が全部予約されてから予約すること。 | | | |
| | 1月決算法人 | 6 | 21(木) | | | |
| | 2~3月決算法人 | 7 | 20(金) | | | |
| | 4月決算法人 | 8 | 24(金) | | | |
| | 5月決算法人 | 9 | 19(水) | | | |
| 6月決算法人 | 10 | 5(金) | | | | |

| 地区 | 対象決算月 | 審査日 | | | 審査場所 |
|------------|--------------|-------|--|---|------------------|
| | | 月 | 日(曜日) | 開始時間 | |
| 八 代 | 7月決算法人 | 11 | 8(木) | 午前9時から | 八代建設会館 |
| | 8月決算法人 | 11 | 16(金) | | |
| | 9月決算法人 | 12 | 19(水) | | |
| 芦 北 球 磨 | 10~11月決算法人 | 4 | 17(火) | 午前9時から | 芦北建設会館 |
| | 個人、12~1月決算法人 | 6 | 7(木)、8(金) | | 人吉建設会館 |
| | 2~3月決算法人 | 7 | 6(金) | | 芦北建設会館 |
| | 4~5月決算法人 | 9 | 6(木)、7(金) ※9月6日、7日の予約をする際は原則として4月決算法人が6日、5月決算法人が7日に予約すること。 | | 人吉建設会館 |
| | 6月決算法人 | 10 | 18(木)、19(金) | | 芦北建設会館 |
| | 7月決算法人 | 11 | 2(金) | | 人吉建設会館 |
| | 8月決算法人 | 11 | 22(木) | | 芦北建設会館 |
| | 9月決算法人 | 12 | 14(金) | | 芦北建設会館 |
| 天 草 | 10~11月決算法人 | 4 | 13(金) | 午前10時から 5/11、5/25 9/21は 午前9時から | 天草建設会館 |
| | 個人、12月決算法人 | 5 | 10(木)、11(金)、24(木)、25(金) | | |
| | | 6 | 22(金) ※6月22日は1月決算法人優先。個人、12月決算法人は、5月10日、11日、24日、25日が全部予約されてから予約すること。 | | |
| | 1月決算法人 | 6 | 22(金) | | |
| | 2~3月決算法人 | 7 | 13(金) | | |
| | 4月決算法人 | 8 | 3(金) | | |
| | 5月決算法人 | 9 | 20(木)、21(金) | | |
| | 6月決算法人 | 10 | 12(金) | | |
| | 7月決算法人 | 11 | 9(金) | | |
| 8月~9月決算法人 | 12 | 7(金) | | | |
| 大 臣 | 10~12月決算法人 | 4 | 20(金) | 午前10時から | 熊本県庁本館 802会議室 |
| | 1~2月決算法人 | 6 | 28(木) | | |
| | 3月決算法人 | 7 | 26(木)、27(金) | | |
| | 4月決算法人 | 8 | 27(月) | | |
| | 5月決算法人 | 9 | 26(水) | | |
| | 6~7月決算法人 | 10 | 25(木)、26(金) | | |
| | 8月決算法人 | 11 | 28(水) | | |
| | 9月決算法人 | 12 | 5(水) | | |
| 予備日 | 受審要件を満たす者 | 平成25年 | 3 5(火) | 午前10時から | 熊本県庁本館 802会議室 |

熊本県公告第80号

平成25年度及び平成26年度において熊本県が発注する建設工事に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする熊本県内に主たる営業所を有する建設業者の競争入札への参加に必要な資格（以下「入札参加者資格」という。）の経営事項審査の申請時における審査申請の方法等について、次のとおり公告する。

平成24年2月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 申請の対象者

平成25年度及び平成26年度において熊本県が発注する建設工事に係る競争入札に

- 参加しようとする建設業者で、熊本県内に主たる営業所を有する者
- 2 申請の受付
平成24年度に本県が実施する経営事項審査の申請を行うとき（予備日を除く。）に持参したものを受け付ける。
 - 3 提出書類及び提出部数
平成25・26年度熊本県工事入札参加者資格審査申請書（建設工事） 2部
個人住民税特別徴収実施確認・開始誓約書 2部
 - 4 持参書類
別途定める経営事項審査申請に必要な書類
 - 5 資格審査及び結果通知
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱（平成15年熊本県告示第221号）に基づき、入札参加者資格の有無について審査を行う。
 - (2) 3に掲げる提出書類に不足のある者並びに経営事項審査における総合評定値の請求を行っていない業種及び申請直前2か年又は3か年の営業年度における工事実績がない業種については、申請を受け付けない。
 - (3) 審査の結果は平成25年3月末までに文書にて通知する予定である。
 - 6 入札参加者資格の有効期間
今回の申請に係る入札参加者資格の有効期間は、平成25年4月1日から次期の資格認定日の前日までとする。
 - 7 その他
 - (1) 2に掲げる申請の受付方法を原則とするが、県庁への持参、郵送及び電子申請による申請も認めるものとし、その受付方法については、別に定める「平成25・26年度熊本県工事入札参加者資格審査申請要領（経審時受付を除く申請及び技術事項等評価項目申請について）」（以下「経審時外受付申請要領」という。）を参照すること。
 - (2) 入札参加者資格審査における格付に係る技術事項等評価項目の申請を行う者は、別に定める経審時外受付申請要領に基づき別途申請すること。
 - (3) 経審時外受付申請要領は、平成24年11月頃までに定め、熊本県公報及びホームページ等に受付方法、技術事項等評価項目等を公表する。
 - 8 問合せ先
熊本県土木部監理課建設業班
熊本市水前寺六丁目18番1号
電話096-333-2485（ダイヤルイン）

(別記様式1)

C124

平成25・26年度熊本県工事入札参加者資格審査申請書 (建設工事)

熊本県知事 様

申請年月日 平成 年 月 日

商号又は名称
代表者氏名

実印

所在地

(電話番号)

(FAX番号)

(メールアドレス)

許可状況
A. 国土交通大臣
B. 熊本県知事

(許可年月日)

第 号

平成 年 月 日

希望する
工事種類

使用印

(注)

| | | | |
|-------------|--------------------|--------------|------------|
| 01 土木一式工事業 | 08 電気工事業 | 15 板金工事業 | 22 電気通信工事業 |
| 02 建築一式工事業 | 09 管工事業 | 16 ガラス工事業 | 23 造園工事業 |
| 03 大工工事業 | 10 タイル・れんが・ブロック工事業 | 17 塗装工事業 | 24 さく井工事業 |
| 04 左官工事業 | 11 鋼構造物工事業 | 18 防水工事業 | 25 建具工事業 |
| 05 とび・土工工事業 | 12 鉄筋工事業 | 19 内装仕上工事業 | 26 水道施設工事業 |
| 06 石工事業 | 13 舗装工事業 | 20 機械器具設置工事業 | 27 消防施設工事業 |
| 07 屋根工事業 | 14 しゅんせつ工事業 | 21 熟絶縁工事業 | 28 清掃施設工事業 |

希望業種数

業種

※希望する業種数の合計を記入してください。

| | | | |
|--|------------|-----------|----|
| とび・土工・コンクリート工事に関する完成工事高の内訳(2年平均又は3年平均) | 01 法面処理工事業 | 05 グラウト工事 | 千円 |
| | 02 解体工事業 | 06 杭打工事業 | 千円 |
| | 03 安全施設工事業 | 07 その他 | 千円 |
| | 04 橋梁補修工事業 | 08 合計 | 千円 |

受付印

注1:「使用印」欄には、入札、見積、契約又は工事代金の請求等の行為において、実際に使用する印鑑(代表者印)を押し印してください。
なお、会社印及び代表者印の両方を押し印しても構いませんが、使用印として認めるのは代表者印のみとし、入札及び契約においては会社印の有無は問いません。

注2:とび・土工・コンクリート工事業を希望する場合は、直近の経営事項審査の平均完成工事高(2年平均)を選択した場合は3年平均の数値を記入してください。('08 合計)欄は、平成24年度の経営事項審査における経営規模等評価結果通知書兼総合評定値通知書のとび・土工・コンクリート工事業の完成工事高の数値と一致することとなります。

注3:熊本県が発注する建設工事(随時契約含む)は、平成20年度から全て電子入札となっております。入札に参加しようとする場合は、入札参加者資格認定後に電子入札の利用者登録が必要です。

(別記様式 2)

個人住民税特別徴収実施確認・開始誓約書

平成 年 月 日

所在地 (住所)

法人名 (屋号)

代表者氏名 印

チェック欄 (いずれか該当する項目にチェックを入れてください。)

【熊本県内に事務所または事業所がない場合】

当事業所は熊本県内に事務所または事業所がありません。

【領収証書の写しが貼付できる場合】

〈領収証書の写し貼付〉

当事業所は、現在 市 (町・村) の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施し納入しています。

→ 直近の領収証書 (申請の日前 6 月以内) の写しを一部貼付してください

- ※ 1 申請の日前 6 月以内であればいずれの月でも結構です。
- ※ 2 県内の主たる事務所または事業所所在地の市町村の領収証書の写しを貼り付けてください。
- ※ 3 県内の主たる事務所等所在地に居住する従業員がいない場合は、従業員が最も多く居住する市町村の領収証書の写しとなります。
- ※ 4 従業員が居住するすべての市町村の領収証書を貼り付ける必要はありません。

【貼付する領収証書の写しが無い場合等】

① 〈特別徴収実施確認〉

当事業所は、現在 市 (町・村) の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施しています。 → 確認印を受けてください

② 〈開始誓約〉

当事業所は、平成 年 月から、従業員等の個人住民税について、特別徴収を開始することを誓約します。つきましては、特別徴収税額の決定通知書を当事業所あてに送付してください。 → 確認印を受けてください

③ 〈特別徴収義務が無い場合〉

当事業所は、特別徴収義務の無い事業所です。 → 確認印を受けてください

| |
|-------------|
| 市 (町・村) 確認印 |
| |
| |

熊本県公告第81号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成24年2月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市野々島字南原5471番
2,082.09平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
合志市御代志854番地
野沢工芸建築株式会社

熊本県公告第82号

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第126号。以下「法」という。）第3条の規定により球磨郡あさぎり町に事務所を置く松尾入会林野整備組合代表者遠山好勝から松尾入会林野整備計画の認可申請があり、法第6条第1項の規定により当該入会林野整備計画を適当とする旨の決定をしたので、同条第4項の規定によりその旨を公告し、かつ、当該決定に係る入会林野整備計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、当該入会林野整備計画に係る土地又はその土地に定着する物件の所有者その他これらの土地又は物件に関し権利を有する者は、当該決定に対して異議があるときは、法第7条第1項の規定により縦覧期間の満了する日の翌日から起算して30日を経過する日までに異議を申し出ることができる。

平成24年2月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧期間
平成24年2月17日から平成24年3月18日まで
- 2 縦覧の場所
熊本県農林水産部森林局林業振興課
球磨地域振興局農林部林務課
あさぎり町役場
- 3 縦覧に供する書類
松尾入会林野整備計画書の写し

登載依頼**熊本県内水面漁場管理委員会指示第197号**

ハマグリ資源の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び同法第130条第4項の規定に基づき、菊池川におけるハマグリの採捕について次のとおり指示する。ただし、熊本県漁業調整規則第48条の規定により知事の許可を受けた者及び試験研究機関が試験研究のために採捕する場合を除く。
平成24年2月17日

熊本県内水面漁場管理委員会会長 宮 崎 暢 俊

- 1 指示内容
右岸玉名市滑石、左岸玉名市大浜町の新大浜橋上流端から下流の内共第1号共同漁業権漁場内では、ハマグリを採捕してはならない。ただし、11月1日から翌年3月31日まで（日出時から日没時までに限る。）、新大浜橋上流端から同橋上流端の下流700mまでの漁場内は、手掘り（使用する漁具は、くまでに限る。）により採捕した殻長35mmを超えるハマグリを除く。
- 2 指示の有効期間
平成24年3月5日から平成25年3月4日まで

八代地域保健医療推進協議会公告第1号

平成23年度八代地域保健医療推進協議会を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は次のとおり。

平成24年2月17日

八代地域保健医療推進協議会長

- 1 開催日時
平成24年3月6日（火）午後3時から午後5時まで
- 2 開催な場所
熊本県八代市西片町1660番地
熊本県八代地域振興局5階大会議室（八代総合庁舎5階）

3 議題

- (1) 八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の報告について
- (2) 第5次八代地域保健医療計画の本年度の取組みと主な成果について
- (3) 第6次八代地域保健医療計画の策定について
- (4) その他

4 傍聴者の定員

10人

5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- (2) 傍聴手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問い合わせ先

熊本県八代市西片町1660番地
八代地域保健医療推進協議会事務局
(八代保健所総務企画課)
(電話0965-33-3197)

宇城地域保健医療推進協議会公告第1号

宇城地域保健医療推進協議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成24年2月17日

宇城地域保健医療推進協議会長

1 開催日時

平成24年3月7日(水) 午後2時から4時まで

2 場所

熊本県宇城総合庁舎 3階大会議室

3 議題

- (1) 第5次宇城地域保健医療計画の取組状況について
- (2) 第6次宇城地域保健医療計画検討部会の設置について
- (3) その他

4 傍聴者の定員

10人

5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会議場において受付のうえ事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- (2) 傍聴の手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問い合わせ先

宇城市松橋町久具400-1
宇城地域保健医療推進協議会事務局(宇城保健所総務企画課)
(電話0964-32-2416)

八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第2号

平成23年度第2回八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成24年2月17日

八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会長

1 開催日時

平成24年3月6日(火) 午後1時30分から午後2時30分まで

2 開催場所

熊本県八代市西片町1660番地
熊本県八代地域振興局1階第1集団指導室(八代総合庁舎1階)

3 議題

- (1) 八代地域病院群輪番制病院の平成24年度実施計画について
- (2) 八代地域メディカルコントロール協議会について
- (3) 八代地域における感染症の発生状況について
- (4) その他

4 傍聴者の定員

10人

5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- (2) 傍聴手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問い合わせ先

熊本県八代市西片町1660番地

八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局
(熊本県八代保健所総務企画課)
(電話0965-33-3197)